

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

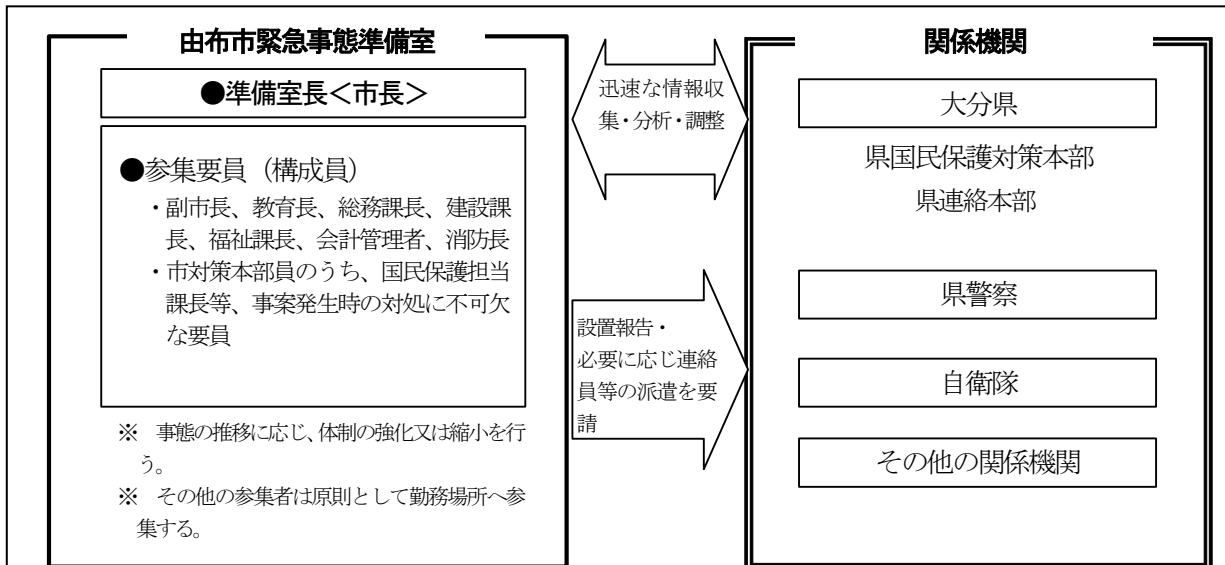
- (1) 市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定（以下「事態認定」という。）が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。
- (2) 多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合において、当初、その被害の原因が明らかではないことが多いと考えられる。
- (3) 他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となる。
- (4) 武力攻撃事態等において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくための市の初動体制について定める。

第1節 緊急事態準備室の設置及び初動措置

1 緊急事態準備室の設置

- (1) 市職員は、住民からの通報や県からの連絡その他の情報により、多数の人を殺傷する行為等の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告する。消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立する。
- (2) 市は、現場からの情報により当該事案の発生を把握した場合は、速やかに、県及び県警察に連絡を行う。
- (3) 市長は、事案に的確かつ迅速に対処するため、「由布市緊急事態準備室（以下「準備室」という。）」を由布市本庁舎防災安全課に設置する。また、県が連絡本部を設置した場合にも、同様に緊急事態対策本部を設置する。
- (4) 「準備室」は、市対策本部員のうち、国民保護担当課長等、事案発生時の対処に不可欠な要員により構成する。

《由布市緊急事態準備室の構成等》



- ① 「準備室」は、当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。
- ② 市は、準備室を設置した旨について、県に連絡を行う。
- ③ 「準備室」は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場との通信を確保する。

2 初動措置の確保

- (1) 市は、「準備室」において、各種の連絡調整に当たる。
- (2) 市は、「準備室」において、現場での消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。
- (3) 市は、国、県等から入手した情報を関係局等に提供するとともに、必要な指示を行う。
- (4) 市は、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。
- (5) 政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合には、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請等の措置等を行う。

3 関係機関への支援の要請

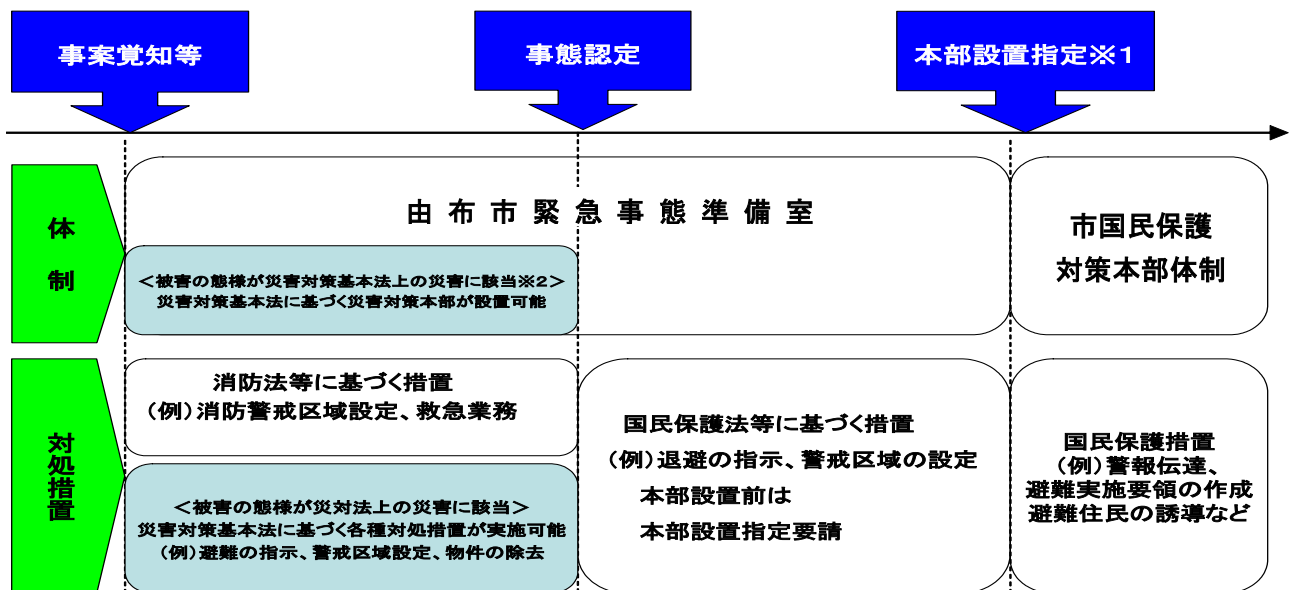
市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

4 市対策本部への移行に要する調整

「準備室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合は、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行する。その際、「準備室」は廃止する。

〈災害対策基本法との関係について〉

- (1) 災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急処理事態に対処することを想定した法律ではない。
- (2) 市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部局課室に対し周知徹底する。
- (3) 市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずる等必要な調整を行う。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

第2節 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合等において、以下のような即応体制の強化を図る。

- (1) 国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合で、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきであると判断した場合には、担当課室体制を立ち上げ、又は、準備室を設置する。
- (2) 市は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。